

# 仕 様 書

## 1 業務名

令和4年度路面ステッカー貼替業務

## 2 業務場所

「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」で定める  
喫煙制限区域内（南北：北8条通り南側歩道から国道36号北側歩道まで、東西：  
西1丁目東側歩道から西4丁目西側歩道まで）

## 3 業務目的

喫煙制限区域内に設置している565枚の路面ステッカーについて、劣化度等に  
関する現地調査を行い、その結果を踏まえて本市が選定する250枚の貼替を行う。

## 4 履行期間

契約書に示す履行開始の日から令和4年11月10日(木)まで

## 5 業務内容

### (1) 現地調査

喫煙制限区域内の路面ステッカー設置場所565か所について、それぞれ写真  
撮影を行うとともに、別添1のとおり、劣化度等に関する調査を行い、結果を  
報告書に取りまとめて提出すること。なお、工事等で調査ができない路面ステ  
ッカーについては、その旨を報告書に記載すること。

報告書には、現地調査の際に撮影した全ての路面ステッカーの写真を添付す  
ることとし、書面(1部)及び電子データを提出すること。

### (2) 路面ステッカー貼替

本市から指示する作業対象の路面ステッカーの貼り替えを行うこととし、は  
じめに本市職員の立会のもとで2枚程度の貼替を実施して、施工方法の承諾を  
受けた後、それ以外の路面ステッカーの貼替を行うこと。

なお、撤去について、上記(1)で撤去した枚数を含めて250枚以内、貼付につ  
いても250枚以内となる範囲で、撤去のみ、貼付のみを行う箇所や、移設を行  
う箇所を指示する場合がある。

#### ア 撤去

撤去にはスクレーパーを用い、路面ステッカーを路面に対して90°方向に

引っ張るなどして、ゆっくり剥がすこととし、剥がした材料を撤収し、最後に路面を清掃すること。この際、同一か所に新たに貼付しない場合は、撤去後の路面を通行に支障がない状態にすること。

なお、作業対象には、下記7(2)の路面ステッカー以外に、路面ステッカーの下に、過去に貼付していたスリーエムジャパン株式会社製スコッチレーンが残っているものや、通常と異なる貼付方法で張り付けられたものなど、撤去に時間要するものが含まれる可能性があるが、そうした場合でも路面ステッカーが残らないよう、丁寧に作業を行うこと。

#### イ 貼付

原則、路面ステッカーの取扱説明書に従って行うこととし、同等の貼付となる別の方法による場合は、事前に本市の了解を得ること。

路面ステッカー貼付後はそれぞれ写真撮影を行い、書面(1部)及び電子データを提出すること。

### 6 業務の実施時期

現地調査の結果は、令和4年7月25日（月）までに報告すること。結果報告から概ね2週間以内に、本市から貼替作業の対象を指示する。

路面ステッカー貼替作業は、令和4年10月13日（木）までに行なうこと。なお、特に大通公園周辺は、イベントの開催等で貼替が困難な時期があるので、事前に確認してから作業の日程を調整すること。

やむを得ない理由により、上記の日程での作業が困難な場合は、事前に本市と協議すること。

### 7 路面ステッカーの仕様

(貼付する路面ステッカーは、令和4年7月上旬までに委託者が支給する。)

#### (1) 寸法

H550mm×W650mm、シートカット、角R仕上げ

#### (2) 材質

スリーエムジャパン株式会社製ステイマーク路面標示用グラフィックサイ  
ンのD P - C L 及びD P S。又は、同等品の可能性がある。

#### (3) 貼付する路面ステッカーのデザイン

片面カラー4か国語標記（日本語、英語、中国語、韓国語）：2種類  
別添2のとおり

## 8 業務完了後の提出書類

受託者は業務完了後、速やかに次の書類を提出すること。

- |  |     |
|--|-----|
| (1) 業務完了届                              | 1 部 |
| (2) 業務報告書（電子データ CD-R 又は DVD-R 1 枚提出含む） | 1 部 |

## 9 その他

- (1) 人通りの多い場所での作業となるので通行の妨げにならないよう、十分に配慮すること。
- (2) 施工後、本業務が完了するまでの間に貼替えを行った路面ステッカーが剥がれた場合、発注者、受託者双方の協議のうえ、路面ステッカーの貼り直しを指示する場合があるので、留意すること。
- (3) 路面ステッカーを除く、プライマーなどの本業務の履行に必要な消耗品等は全て受託者の負担とする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者、受託者双方の協議のうえ決定する。

## 10 担 当

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課（札幌市役所 13 階北側）

特定廃棄物係 野田

Tel 211-2927 fax 218-5105

## 現地調査について

### 【路面ステッカーの種類】

次のいずれのステッカーであるか調査、記録してください。

		
A1型	A2型	B型

### 【劣化度判定方法】

現地調査を元に、「汚れ」「破損」「剥がれ」の状況を入力してください。

#### ①汚れ

A	記載内容が明瞭に読み取れる状態
B	記載内容は読み取れるが、汚れが見られる状態
C	汚れで記載内容が読みづらい状態
D	汚れで記載内容の一部が読み取れない状態

※ ステッカー全体がはがれている場合は、判定不要です。

#### ②破損

A	破損がない状態
B	一部が破損しているが、記載内容はほとんど損なわれていない状態
C	ある程度破損し、記載内容の一部が損なわれている状態
D	記載内容が大きく損なわれるほど剥がれている状態

※ ステッカー全体がはがれている場合は、判定不要です。

#### ③剥がれ（破損の程度によらず、判定してください。）

A	端部の剥がれがない状態
B	端部の一部が剥がれかけているが、通行への影響がない状態
C	ステッカーがある程度剥がれ、通行への影響が懸念される状態
D	ステッカーが大きく剥がれている状態
E	ステッカー全体が剥がれ、現地に存在しない状態

※ 剥がれの状態を悪化させることがないよう、調査は丁寧に行ってください。

※ C,D 判定のステッカーを発見したら、速やかに撤去し、路面を通行に支障がない状態にした上で、都度、本市に報告してください。

判定イメージ（破損・汚れ）

		破損			
		A	B	C	D
汚 れ	A				
	B				
	C				
D	記載内容の一部が読み取れないほど汚れている物があれば、Dに区分してください。				

判定イメージ（剥がれ）

B	端部の一部が剥がれかけているが、通行への影響がない状態		
C	ステッカーがある程度剥がれ、通行への影響が懸念される状態		
D	ステッカーが大きく剥がれている状態		

※ C,D 判定のステッカーを発見したら、速やかに撤去し、路面を通行に支障がない状態にした上で、都度、本市に報告してください。

## ○路面ステッカーデザイン

(1) A型 (H550mm×W650mm)



(2) B型 (H550mm×W650mm)



※ これらのデザインを基本とするが、変更の可能性がある。